

随意契約の契約状況表

(環境部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の 所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中 の号	随意契約の理由
1	清掃施設課	福宗環境センター清 掃工場点検整備業務 委託	令和6年7月1日	福岡県福岡市博多区博多駅 中央街8-27 三菱重工環境・化学エンジ ニアリング株式会社九州支 店	539,000,000	2号	本業務委託は福宗環境センター清掃工場における主 要設備機器の年次点検整備を行い、施設全体の性能 維持を図るとともに、発電所としての保安の確保を目的とするものである。 本施設は廃棄物を適正かつ安全確実に処理することを目的としており、またごみ焼却により得られた熱エネ ルギーを電力に変換して送電する設備を有していることから、発電所として安全かつ安定的に電力を供給する責務を負っている。具体的には廃棄物処理法、電 気事業法の適用を受けている。後者については関係法令のほか、技術基準への適合状態を維持する義務がある。 しかし、整備が不十分な場合、不測の事態が生じて焼却炉の計画外停止を余儀なくされる可能性がある。その場合、ごみ処理計画に支障をきたし、市民生活にも多大な影響を与えかねない。よって焼却炉・ボイラーをはじめとする重要機器はプラントの性能維持及び信頼性確保の点から、構成部品を交換するなど計画的に整備を行う必要がある。 なお、対象施設は、機器相互が関連したシステムであるため、実施に当たってはシステム全体を熟知した上で点検整備をする必要がある。また、点検整備に際して、設備に不具合が発見された場合の迅速な部品の調達、設計にまで遡った的確な対応を行えるのは、施工プラントメーカーによる場合に限られる。 従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本施設の施工業者である三菱重工(株)のアフターサービス部門を担当している三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)九州支店と随意契約するものである。
2	清掃施設課	福宗環境センター清 掃工場受変電設備点 検業務委託	令和6年7月26日	大分市大字三芳1159-1 一般社団法人九州電気 保安協会大分支部	4,014,450	2号	本業務は、大分市福宗環境センター保安規定にしたがい、福宗環境センター清掃工場に設置された電気工作物の保安を確保するため、また設備機器を安全かつ円滑に稼働させるために、受変電設備の点検を実施するものである。 本業務には、特別高圧電気設備、高圧電気設備及び低圧電気設備の保守管理に精通し、特に保護継電器の保護機能、試験方法、試験用機材及びその取り扱い方法などを熟知していることが要求される。また本業務は停電作業となるため、休日に集中的、かつ迅速に行う必要があり、作業の熟練度や豊富な経験・実績が必要となる。 以上のことから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により競争入札に適さないため、高圧電気設備、低圧電気設備の保守管理に精通している一般財団法人 九州電気保安協会大分支部と随意契約するものである。
3	清掃施設課	福宗環境センター清 掃工場クレーン点検 整備業務委託	令和6年8月7日	福岡県福岡市博多区冷 泉町2-1 株式会社日立プラントメ カニクス 九州支店	15,400,000	2号	本業務委託は、福宗環境センター清掃工場に設置しているごみクレーン(2基)、灰クレーン(1基)、発電機室用ホイストクレーン(1基)の年次点検(性能検査立会含)で、併せて各機器の特殊な消耗品等の取替を行うものである。 施行にあたっては、特殊な技術や高度な知識が不可欠で、品質機能保証を含め、本機器の構造に精通している必要がある。 また、点検整備に要する部品は通常調達困難な特殊部品が多く、本機器の製造業者でなければ調達できない部品もある。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により競争入札に適さないため、本機器の製造業者である株式会社日立プラントメカニクス九州支店と随意契約するものである。
4	清掃施設課	福宗環境センター清 掃工場コンプレッ サー点検整備業務委託	令和6年8月28日	大分市弁天二丁目7番1 号 柳井電機工業株式会社	5,940,000	2号	本業務委託は、福宗環境センター清掃工場に設置している計装用コンプレッサー、排ガス用コンプレッサー、雑用コンプレッサー、噴霧用コンプレッサー及びこれらに付属する機器の点検整備で、各機器の特殊な消耗品等の取替を行うものである。 施行にあたっては、特殊な技術や高度な知識が不可欠で、品質機能保障を含め、本機器の構造に精通している必要がある。 また、点検整備に要する部分は部品調達困難な特殊部品が多く、本機器の製造業者でなければ調達困難な部品や部材等もある。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により競争入札に適さないため、各コンプレッサーの製造業者である株式会社日立産機システムの特定期サービス会社である柳井電機工業株式会社と随意契約するものである。

随意契約の契約状況表

(環境部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の 所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中 の号	随意契約の理由
5	清掃施設課	福宗環境センターリ サイクルプラザプラス チック圧縮梱包機点 検整備業務委託	令和6年9月5日	香川県観音寺市中田井 町1番地 シマ株式会社	2,200,000	2号	本業務委託は、福宗環境センターリサイクルプラザプラスチック圧縮梱包機点検整備を行い、施設の性能維持を目的とするものである。 本施設においては予備のラインを持っていないため、ライン上の機器の不具合・故障等が発生した場合、プラスチック製容器包装の処理ラインの停止につながり、故障機器を復旧させるまでプラスチック製容器包装の処理を再開することができない。加えてプラスチック製容器包装の貯留ピットの容量が限られているため、処理が停滞するとプラスチック製容器包装の受入れが不可能となり、市民生活に重大な影響を及ぼしかねない。 そのためプラスチック圧縮梱包機を構成する指定の部品を一定期間毎に点検し取替、整備を行い性能維持が必要である。 委託にあたっては、当該設備の施工業者でなければ調達困難な部品があり、また機器相互が関連したシステムであるため、本施設のシステム全体に精通していることが必要とされる。 従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により競争入札に適さないため、本施設の機械設備の施工業者であり、本施設の保守管理を請負っているシマ株式会社と随意契約するものである。
6	清掃施設課	福宗環境センターリ サイクルプラザクレ ーン点検整備業務委託	令和6年9月26日	福岡県糟屋郡新宮町下 府2丁目11番1号 東洋ホイス株式会社	5,912,500	2号	本業務委託は、福宗環境センターリサイクルプラザクレーン点検整備業務委託を行い、施設の性能維持を目的とするものである。 本施設においては予備のラインを持っていないため、ライン上の機器の不具合・故障等が発生した場合、ごみ処理ラインの停止につながり、故障機器を復旧させるまでごみ処理を再開することができない。加えてごみ貯留ヤードの容量が限られているため、処理が停滞するとごみの受入れが不可能となり、市民生活に重大な影響を及ぼしかねない。 そのため不燃粗大ラインとプラスチックラインを構成する指定の部品を一定期間毎に点検し取替、整備を行い性能維持が必要である。 委託にあたっては、当該設備の施工業者でなければ調達困難な部品があり、また機器相互が関連したシステムであるため、本施設のシステム全体に精通していることが必要とされる。 従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により競争入札に適さないため、本施設の機械設備の施工業者であり、本施設の保守管理を請負っている東洋ホイス株式会社と随意契約するものである。
7	清掃施設課	福宗環境センター清 掃工場バケット点検 整備業務委託	令和6年9月27日	山口県下関市一の宮町 2丁目13番2号 株式会社福島製作所下 関営業所	7,150,000	2号	本業務委託は、当センター清掃工場内に設置されているごみクレーンバケット(3台)および灰クレーンバケット(1台)点検整備業務を行うものである。 施行にあたっては、特殊な技術や高度な知識が不可欠で、品質機能保障を含め、本機器の構造に精通している必要がある。 また、点検整備に要する部分は部品調達困難な特殊部品が多く、本機器の製造業者でなければ調達困難な部品や部材等もある。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により競争入札に適さないため、本機器の製造業者である株式会社福島製作所下関営業所と随意契約するものである。
8	清掃施設課	福宗環境センター清 掃工場外ごみ計量器 点検整備業務委託	令和6年9月30日	大分市大字三佐山ノ神 966番地1 株式会社エクセム	4,180,000	2号	本業務委託は、福宗環境センター清掃工場、リサイクルプラザ及び鬼崎埋立場のごみ計量器の点検整備を行うものである。 実施にあたっては、特殊な技術や高度な知識が不可欠で、安全性の確保、ごみ受入設備との関連もあり、本設備に熟知している必要がある。 また、機器の中には通常調達困難な特殊部品が多く、納入設置業者でなければ調達できない部品及びソフトウェアもある。 従って、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により競争入札に適さないため、ソフトウェアの構築及びシステム納入設置業者である 株式会社エクセムと随意契約するものである。
9	清掃施設課	佐野清掃センター清 掃工場電気計装設備 点検業務委託	令和6年7月12日	大分市大字三芳1159番 地1 一般財団法人 九州電 気保安協会 大分支部	21,450,000	2号	本業務委託は、佐野清掃センター清掃工場に設置された設備、機器を安全かつ円滑に稼働させるために行う、電気計装設備の精密点検業務です。 本業務には、特別高圧・高圧・低圧電気設備の保守管理に精通し、特に保護継電器の保護機能・試験方法・試験用機材及びその取扱い方法などに熟知していることが要求されます。また、本業務は停電作業となるため、全炉停止中の休業日に行う必要があることに加え、短時間での作業が要求されており、作業の熟練度や豊富な経験、実績及び多数の専門技術者が必要となります。施行にあたりましては、当該設備の使用前自主検査、年次点検を直接施行し、同等の特別高圧受電設備を持つ福宗環境センター、古国府浄水場などにおいても同様の実績がある業者が適任と考えます。 以上より、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により一般財団法人九州電気保安協会大分支部 と随意契約いたしたい。

随意契約の契約状況表

(環境部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の 所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中 の号	随意契約の理由
10	清掃施設課	佐野清掃センター清 掃工場点検整備業務 委託	令和6年8月9日	福岡県福岡市博多区店 屋町5-18 日鉄エンジニアリング株 式会社九州支社	249,150,000	2号	本委託は、佐野清掃センター清掃工場の安定稼働を図るため、施設の稼働に重要な基幹設備の内、燃焼・溶融設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、余熱利用設備、溶融物処理設備、飛灰処理設備、通風設備、建築・雑設備の点検整備を行うものです。 本委託では、現施設を設計・施工した請負業者の特許に係る機器や特殊な設備の整備を行うことから、開発者以外の者では性能や構造等の詳細なデータが不足し、本委託の施工に関して重大な支障となります。 また、施工に関しては、搬入される廃棄物の処理への影響を最小限に抑えるために委託期間を短期間にするのが必須であり、そのためには当施設の設備を熟知し高い技術や施工実績を持ち、本施設を設計・施工した請負業者が施工する必要があります。 なお、現施設の設計・施工を行った新日本製鐵株式会社は施設の整備や維持管理等の業務を事業移管しています。その移管先は日鉄環境エネルギーソリューションズ株式会社でありましたが、今年度日鉄環境エネルギーソリューションズ株式会社から日鉄エンジニアリング株式会社へ定期整備事業を承継する吸収分割契約が締結されたため、事業に係る技術や知識等の全てが日鉄エンジニアリング株式会社へ継承されています。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、日鉄エンジニアリング株式会社九州支社支と随意契約の上、施行するものである。
11	清掃施設課	佐野清掃センター清 掃工場コンプレッ サー点検整備業務委 託	令和6年8月27日	大分市弁天2-7-1 柳井電機工業株式会社	15,950,000	2号	本業務委託は、佐野清掃センター清掃工場に設置している、窒素発生用コンプレッサー、プラント用コンプレッサー及び計装用コンプレッサーの点検整備を実施します。 点検整備では各種部品・部材の交換及び制御機器の調整、また、経年劣化及び不具合箇所を把握する為、設備診断も併せて実施します。 点検整備に際しては、コンプレッサー本体そのものがコンパクトにまとめられたユニットタイプの特種な構造で、部品・部材の調達に製造メーカーでなければ困難であり、設備診断及び施工には特殊な技術や高度の専門知識が要求されることから、本機器に最も精通している業者の選定が望まれます。 従って、製造メーカーである、株式会社日立製作所の特定サービス会社 柳井電機工業株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約にて施行いたしたい。
12	清掃施設課	佐野清掃センター清 掃工場クレーン点検 整備業務委託	令和6年8月7日	福岡県福岡市博多区冷 泉町2-1 株式会社日立プラントメ カニクス	29,260,000	2号	本業務委託は、佐野清掃センター内のクレーンの点検整備を行うものであります。 業務の履行に当たっては、製造メーカーでなければ調達困難な部品や部材等があり、取替についても特殊な技術や高度な専門知識が不可欠であります。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により競争入札に適さないため、本設備の設計・製造メーカーであります株式会社日立プラントメカニクス九州支店と随意契約いたしたい。
13	環境対策課	大分市省エネ家電購 入促進事業支援業務 委託(その2)	令和6年9月2日	大分市府内町3-6-11 テルウェル西日本(株) 九州支店大分営業支店	927,850	2号	令和6年5月27日より大分市省エネ家電購入促進事業を実施しており、事業実施にあたっては、コールセンター業務、補助申請書受付窓口業務及び申請書類審査業務を指名競争入札により「テルウェル西日本(株)大分営業支店」が8月30日までを履行期限とし、受託している。本事業は補助金総額1億3,500万円、申請件数は約4700件程度と見込んでいるが、8月末現在での執行率は95%程度と想定しており、事業の受付終了は9月第一週頃とみられる。 今回の案件は、本事業の受付終了見込みに合わせ、補助申請書受付窓口業務及び申請書類審査業務を途切れることなく行うものであるが、省エネ家電補助事業に関する基礎知識から対応手順、対応マナーや個人情報保護等の基本的遵守事項等の研修を受けた業務従事者を配置することのみならず、不備書類に対する申請者への連絡や進捗状況に対する問い合わせ対応、販売事業者との連携等が必要となる。このため、短期間の事業実施において、これまでと同様に業務を遅延することなく円滑な事業運営ができるのは、ノウハウを熟知している「テルウェル西日本(株)大分営業支店」だけである。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により「テルウェル西日本(株)大分営業支店」と随意契約いたしたい。